

三重県移住・就業マッチング支援事業からの暴力団等排除措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県移住・就業マッチング支援事業から暴力団等を排除し、事業の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者等 三重県移住・就業マッチング支援事業に係る移住支援金交付申請者、同申請者の世帯員をいう。
- (2) 役員等 非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。
- (3) 市町 三重県移住・就業マッチング支援事業に係る移住支援金を交付する市町をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関が確認した者をいう。
- (6) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人をいう。
- (7) 暴力団等 暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係法人等をいう。

(県警本部への確認に伴う対応)

第3条 三重県地域連携・交通部（以下「地域連携・交通部」という。）及び三重県雇用経済部（以下「雇用経済部」という。）は、必要に応じ、申請者等若しくは法人又はその役員等が別表に掲げる一に該当する者か否かを三重県警察本部（以下「県警本部」という。）に対して確認を行うことができる。

- 2 地域連携・交通部は、前項の確認の結果、申請者等が別表に掲げる一に該当する者と確認されたときは、第4条及び第5条の規定により必要な対応を行うものとする。
- 3 雇用経済部は、前項の確認の結果、法人又はその役員等が別表に掲げる一に該当する者と確認されたときは、第6条及び第7条の規定により必要な対応を行うものとする。

(移住支援事業費補助金の不交付)

第4条 地域連携・交通部は、申請者等が、別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、市町に移住支援事業費補助金を交付しないものとする。

(対象者の市町への情報提供)

第5条 地域連携・交通部は、移住支援金の支給後、申請者等が、別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、当該申請者等が移住支援金の返還の対象となることを市町へ情報提供する。

(移住支援金の対象法人の登録に係る申請の却下)

第6条 雇用経済部は、法人又はその役員等が、別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領に基づき、当該法人の申請を却下することができる。

(移住支援金の対象法人の登録の取消)

第7条 雇用経済部は、法人又はその役員等が、別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領に基づき、当該法人の登録を取り消すことができる。

(情報管理)

第8条 この要領による事務に関し知り得た情報については、情報の流出防止に努めるとともに、適正に管理しなければならない。

(警察等関係機関との連携)

第9条 この要領に基づく措置を行う場合の具体的な手続きについては、地域連携・交通部及び雇用経済部と県警本部との間で、必要に応じて協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は令和2年1月10日から施行する。
- 2 この要領は令和2年2月19日から施行する。
- 3 この要領は令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

- 1 申請者等若しくは法人又はその役員等が、暴力団関係者と認められる場合
- 2 申請者等若しくは法人又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- 3 申請者等若しくは法人又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 4 申請者等若しくは法人又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合である。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- 5 申請者等若しくは法人又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- 6 申請者等若しくは法人又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合